

西宮市青少年問題協議会公募委員選任要綱

(平成17年3月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成21年1月13日付総務局長通知における「審議会委員選任における公募制の導入に関する取扱指針」に基づき、西宮市青少年問題協議会の委員の一部の選任に公募制を導入するにあたり、その選考に関して必要な事項を定めるものとする。

(公募する委員数)

第2条 公募制の対象とする委員（以下「公募委員候補者」という。）は、2人とする。

(公募の方法)

第3条 公募にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した募集要領を定めるものとし、選任予定日の概ね2ヶ月前から市政ニュース及び西宮市ホームページにその概要を掲載してこれを行うものとする。

- (1) 審議会の名称、概要及び募集趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 小論文のテーマ
- (4) 公募人数
- (5) 会議開催の見込み回数、時間及び報酬等
- (6) 任期
- (7) 応募方法
- (8) 公募期間
- (9) 選考方法及び結果発表
- (10) 問合せ先
- (11) その他必要と認める事項

(応募資格)

第4条 公募委員候補者に応募することができる者は、選任予定日において次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 本市に在住し、又は在勤するもの
- (2) 満20歳以上のもの
- (3) 本市の他の審議会の委員でないもの
- (4) 本市の職員又は市議会議員でないもの

(応募方法)

第5条 応募者は、別に定める西宮市青少年問題協議会公募委員申込書（以下「申込書」という。）及び指定されたテーマについての小論文を提出するものとする。

2 応募者は前項に掲げる書類を、公募期間の末日までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくはEメールにより提出しなければならない。

(選考委員会の設置)

第6条 公募委員候補者の選考を適正に行うため、西宮市青少年問題協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第7条 選考委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はこども支援局長、副委員長は子供支援総括室長をもって充てる。

- 3 委員長は、選考委員会を招集するとともに、当該選考委員会を主宰する。
- 4 選考委員会は、必要があると認めるときは、他の者を臨時の委員とすることができる。
- 5 選考委員会の庶務は、青少年施策推進課において処理する。

(選考の方法)

第8条 公募委員候補者の選考は、書類及び面接により優秀と認められる者を選考する方法により行うものとする。

(1) 書類選考 応募者から提出された申込書及び小論文により、全応募者について行う。

(2) 面接による選考 選考委員会が必要と認める場合、書類選考の結果において優秀と認められる者について面接を行うことができる。面接は、選考委員会が、該当者に対して日時と場所を通知して行うものとする。

2 前項の規定による選考にあたっては、別表2に定める評価項目及び採点基準により点数順位をつける方法により行うものとする。

(選考の決定)

第9条 選考委員会は、前条までの選考の結果、点数順位が高い者のうちから「西宮市審議会設置・運営基準」(平成21年1月13日改正、通達第8号)をも勘案し、公募委員候補者を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優秀と認められる者を選考できなかった場合は、公募委員候補者を決定しないことができる。

(公募による選考ができなかったとき等の取扱い)

第10条 所管局長は、応募者がなかったとき又は応募者が公募をする委員の人数に満たなかったとき若しくは応募者があったが公募委員候補者の決定ができなかったときは、公募委員候補者の決定ができなかった人数について公募制によらないで選任を行うことができる。

2 所管局長は、選考委員会が決定した公募委員候補者が選任の日までの間において辞退を申し出たとき又は応募資格を失ったときは、点数順位が次点の者を公募委員候補者とすることができる。

(応募者への通知等)

第11条 選考結果については、すべての応募者に通知するものとする。

2 前項により通知する内容は、当該応募者に係る採用の可否とし、文書によりこれを行うものとする。

3 申込書及び小論文は応募者に返却しないものとする。

(総務局長への報告)

第12条 こども支援局長は、選考結果について総務局長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、西宮市青少年問題協議会委員の公募に関し必要な事項は、こども支援局長が定めるものとする。

付 則

・この規程は、平成17年3月1日から実施する。

・平成18年4月1日 一部改正

別表1の「総合教育センター所長」を「社会教育部長」に改める。

- 平成21年2月25日 一部改正
第1条の「平成15年9月1日付総務局長通知」を「平成21年1月13日付総務局長通知」に改める。

第4条(2)の「満20歳以上73歳未満のもの」を「満20歳以上のもの」に改める。

第9条の『助役通達「審議会設置・運営基準」(平成15年9月1日改正)』を『「西宮市審議会設置・運営基準」(平成21年1月13日改正、通達第8号)』に改める。

- 平成25年2月13日 一部改正
第7条から第13条中「総合企画局長」を「産業文化局長」に改める。
別表1の「総合企画局長」を「産業文化局長」に、「青少年補導グループ長」を「青少年補導課長」に改める。

- 平成27年2月10日 一部改正
第7条から第13条中及び別表1の「産業文化局長」を「こども支援局長」、「文化まちづくり部長」を「こども支援総括室長」に改める。

- 平成29年2月22日 一部改正
第7条から第13条中及び別表1の「こども支援総括室長」を「子供支援総括室長」に改める。

別表1 (第7条関係)

委員長	こども支援局長
副委員長	子供支援総括室長
委員	社会教育部長
委員	青少年施策推進課長
委員	青少年補導課長

別表2 (第8条関係)

1 評価項目

(1) 小論文関係

ア	社会教育、青少年の健全育成、青少年問題についての一般的知識、見識及び理解度
イ	西宮市における青少年の健全育成や青少年問題についての関心
ウ	出題趣旨との整合性及び企画力、説得力、論理性、構成力、具体性及び独創性など

(2) 面接関係

ア	市民活動の経験など地域のことに関する問題意識
イ	委員として活動していくにあたっての適性(目的意識、積極性、協調性、表現力等)
ウ	実際に出席が可能であるか

2 採点基準

ア	優れている	5点
イ	やや優れている	4点
ウ	普通	3点
エ	やや劣る	2点
オ	劣る	1点